

講習会・相談・指導

◎パソコン用会計ソフト「ブルーリターン A」講習会

《6月講習会》～記帳入力編～

日 時	平成30年6月11日（月） 午前：10：00～12：00
場 所	大垣市奥の細道むすびの地記念館（2F 多目的室2）
準 備	筆記用具（資料は当方で準備します）
内 容	①記帳入力について（おもに帳簿入力と仕訳帳入力） ②減価償却資産の登録方法 ③各設定を利用した便利な入力方法 ④源泉所得税（7月納付）の注意事項 他

※ 「ブルーリターン A」の講習会はプロジェクターを利用した内容です。

※ 新規に購入を考えておられる方で、体験版をご利用になりたい方は、インターネットの検索機能を使って“ブルーリターン A”と入力していただきますと、体験版がダウンロードできます。また、「ブルーリターン A」の個別指導は、予約制にて随時受付。

◎源泉実務講習会

～7/10 限納付の給与源泉実務講習会～

1月～6月の半年間の源泉所得税納付の実務講習会です。

納付する源泉所得税額がなくても、給与（アルバイト等含む）の支払いがあれば、納付書に支払い金額を記載した報告が必要です。

日 時	平成30年6月18日（月） 10：00～12:00
場 所	大垣市情報工房3F 大垣青色申告会事務局にて
準 備	筆記用具、計算機等（資料は当方で準備します） ※ “貸借対照表”の見方についても説明をさせていただきます。

※以上の講習会を受講されます方は、準備の都合上、必ず申し込みをして下さい。（事務局 TEL：78-6808 / FAX：73-0163）

パソコン用会計ソフト「ブルーリターン A」をご利用の方へ

(総勘定元帳の印刷とデータの翌年への繰越について)

◎データを必ず印刷して、帳簿として保存して下さい

会計ソフトを利用しておられる方も、帳簿は必要です。入力されましたデータは、プリントアウトして、帳簿として保存しておいて下さい。保存してありませんと、帳簿がないと見なされます。(ただし、USB 等の保存でも結構ですが、届け出が必要です。H30 年分から USB 等の保存による場合は、H29 年 9 月 30 日までに届出書類の提出が必要です)

《保存する帳簿類》～参考～

帳簿入力(23)内の総勘定元帳(補助科目の印刷は主科目コードを補助科目コードに変更)と、決算整理仕訳一覧表(62)を印刷して下さい。

※補助元帳で印刷した科目は、総勘定元帳で印刷する必要はありません。

総勘定元帳の印刷順序

- ①23 帳簿入力をクリック ⇒ ②総勘定元帳を選択
- ⇒③下段の**全科目**を選択し**確定**をクリック ⇒ ④左下の**印刷**をクリック
- ⇒⑤改ページ設定で**科目単位**にチェック
- ⇒⑥印刷科目の設定で**相手科目コード**を印刷・**選択した科目すべて印刷**にチェック
- ⇒⑦**実行**で印刷開始

◎翌年への繰越と平成 30 年分の記帳について

H29 年分の記帳を終えて、H30 年分の入力をされる方は、”翌年への繰越処理”(画面番号:81 番)をクリックして繰越して下さい。繰越をされますと、H30.1.1 現在の開始残高が自動計算され、また、減価償却資産も H30 年分の減価償却費が自動計算されます。特に、摘要設定や事例設定をされておられる場合は、その内容も一緒に繰越ができます。継続して入力される場合は、H30 年分のフォルダを新規に作成されませんようご注意ください。

また、削除したい科目(補助科目等)がある場合は、H30 年分の取引を入力する前に、勘定科目の設定(科目設定:F6)から削除の作業をして下さい。一度取引を入力しますと、その年は科目の削除をすることができません。

消費税課税事業者の方へ

H30 年分消費税課税事業者の方へ

H30 年分消費税課税事業者の方とは、H28 年分課税売上高が 1,000 万円超の方です。来年申告する消費税の確定申告が一般課税でも、簡易課税でも、消費税の記帳はすでに始まっています。特に、一般課税で申告をされます方は、売上・仕入・経費等の課税区分が必要ですから、気を付けて下さい。

(簡易課税は売上の業種区分が必要です)

簡易課税の選択届けは、すでに期限後となっていますので、昨年 12/31 までに届け出がしてない方は、H30 年分消費税の申告は一般課税での申告になります。また、簡易課税で申告されていた方も、課税売上が 5,000 万円超になられた方は、2 年後の消費税の申告は一般課税になりますので、ご注意下さい。
例：H28 年課税売上高 5,000 万円超 → H30 年は一般課税で消費税の申告

H29 年分課税売上高が 1,000 万円超の方へ

H29 年分課税売上高が 1,000 万円超の方は、平成 31 年分が消費税の申告・納税となります。H31 年分の課税売上高が、たとえ 1,000 万円を切っても、その年は消費税の計算をして申告し、税額があれば納付することになります。また、H31 年分の消費税確定申告を簡易課税でされる方は、この平成 30 年 12 月 31 日までにその届け出が必要になりますので気を付けて下さい。

消費税の帳簿入力について

～一般課税で申告される方～

売上・仕入・経費の各帳簿への記載（課税・非課税・不課税の区分）とともに、関係書類（請求書・領収書等）の保存も必要になります。

～簡易課税で申告される方～

売上だけで納付する消費税を計算します。ただし、売上が多業種にわたる場合、その区分（第 1 種～第 6 種）が必要になります。

※消費税の記帳の仕方については、事務局にて随時行っておりますので、事前に連絡の上、ご来局下さい。(事務局 TEL：78-6808)